

令和5年7月24日  
政治家女子48党  
代表（党首） 大津綾香

（告知・公表）

## 齊藤健一郎氏らによる党代表の地位に関する仮処分命令申立について

齊藤健一郎氏は、6月27日付にて、政治家女子48党の代表（党首）である大津綾香個人ならびに党の代表者特別代理人であると主張する立花孝志氏に対して、齊藤健一郎氏が党代表の地位にあることを仮に定めるなどの仮処分命令申立を千葉地方裁判所に対して行っておりました。

この申立に対する千葉地方裁判所の決定が、7月19日付にて下記の通り示されましたので、これを公表します。

### 記

令和5年(㉓)第70号 仮の地位を定める仮処分等申立事件 決定

- 1 本件申立てをいずれも却下する。
- 2 申立費用は債権者の負担とする。

※却下された債権者の申立ての趣旨は以下の通りです。

- (1)債権者齊藤健一郎が債務者政治家女子48党の代表者の地位にあることを仮に定める。
- (2)債務者大津綾香が債務者政治家女子48党の代表者の地位にないことを仮に定める。
- (3)債務者政治家女子48党において、債務者大津綾香は代表者の職務を執行してはならない。
- (4)債務者政治家女子48党は、債務者大津綾香に上記職務を執行させてはならない。

以上